

## 公募型プロポーザル実施要領

業務名：佐賀県総合運動場等整備に係る基本設計業務委託

平成30年1月

佐賀県文化・スポーツ交流局スポーツ課

総合運動場等整備推進室

佐賀県総合運動場等整備に係る基本設計業務委託に関する公募型プロポーザルの詳細は、以下のとおりとする。

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

佐賀県総合運動場等整備に係る基本設計業務委託

### (2) 業務内容

佐賀県総合運動場等整備基本計画に基づく「アリーナ」、「屋内水泳場(50M)」、「屋内水泳場関連施設」、「陸上競技場(メインスタンド増築)」、「テナント棟」、「その他外構等」整備工事に係る基本設計業務

### (3) 履行期限

平成30年10月31日(水)まで

### (4) 参考業務規模

約1億4千万円(消費税及び地方消費税を含む。)以下を想定している。

### (5) 計画事業の概要

事業名称

佐賀県総合運動場等整備事業

敷地の場所

佐賀県佐賀市日の出

敷地面積

・総合運動場エリア 約24ha

・総合体育館エリア 約3.4ha

主な施設の想定規模等

「佐賀県総合運動場等整備基本計画」及び「佐賀県総合運動場等整備基本計画(補足資料)」による。

事業完了予定

平成34年度工事完了予定

計画概要

佐賀県総合運動場等整備基本計画(当計画(補足資料)を含む)を参照

## 2 審査及び選定

本プロポーザルの審査は、以下のとおり行うものとする。

- (1) 名称 佐賀県総合運動場等整備基本設計候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)

(2) 選定委員会の委員(以下「選定委員」という。)(敬称略・順不同)

倉田 直道 (工学院大学 名誉教授)  
上林 功 (株式会社スポーツファシリティ研究所 代表取締役)  
坂井 文 (東京都市大学都市生活学部 教授)  
原田 宗彦 (早稲田大学スポーツ科学学術院 教授)  
松尾 清美 (佐賀大学大学院医学系研究科 准教授)  
三島 伸雄 (佐賀大学大学院工学系研究科 教授)  
村林 裕 (慶應義塾大学政策・メディア研究科 教授)  
保井 美樹 (法政大学現代福祉学部 教授)  
山下 真輝 (株式会社ジェイティービー日本版DMOサポート室 室長)  
白井 誠 (佐賀県文化・スポーツ交流局 局長)

(3) 一次審査

書面審査による以下についての一次審査(応募者数によっては省略する場合がある。)を行い、技術提案書に関するヒアリングを行う者を選定する。選定された者に対しては技術提案書に関するヒアリングへの出席を書面にて要請する。

- ア 業務の実施方針等
- イ 設計コンセプト
- ウ 特定テーマに対する技術提案

(4) 二次審査

一次審査で選定した者を対象として、技術提案書に関するヒアリングを実施し、以下の評価項目について評価を行い、設計候補者を選定する。

- ア 業務の実施能力
- イ 業務の実施方針等
- ウ 設計コンセプト
- エ 特定テーマに対する技術提案

(5) 審査の公開

一次審査及び二次審査は非公開とする。ただし、審議の経過、内容及び結果は、設計候補者を選定した後に公表する

3 実施スケジュール

平成30年	1月 5日(金)	公告
平成30年	1月12日(金)	質問の受付期限(参加表明書等関係)
平成30年	1月30日(火)	参加表明提出書等の提出期限
平成30年	2月 6日(火)	技術提案書提出者の選定・非選定通知
平成30年	2月 7日(水)	技術提案書の受付開始
平成30年	2月 9日(金)	質問の受付期限(技術提案書関係)
平成30年	2月28日(水)	技術提案書の提出期限
平成30年	3月11日(日)	選定委員会(一次審査)(応募者多数の場合)(予定)
平成30年	3月13日(火)	ヒアリング実施者の選定・非選定通知 (応募者多数の場合)
平成30年	3月21日(水)	選定委員会(技術提案書に関するヒアリング)
平成30年	3月23日(金)	基本設計候補者の特定・非特定通知
平成30年	3月下旬	契約締結

#### 4 参加表明提出書等の作成等要領

##### (1) 提出書類一覧

提出様式	注意事項
様式第1号 参加表明提出書	-
様式第2号 誓約書	-
様式第3号 設計共同企業体協 定書	-
様式第4号 設計共同企業体編 成表	-
様式第5号 業務の実施体制	<p>(1)「管理技術者」については、設計JVの代表事務所より、「意匠(設計)主任技術者」については、設計JVの構成員より配置する者について記載してください。</p> <p>(2)管理技術者は主任技術者を、各主任技術者は他の業務分野の主任技術者を兼ねることができませんので注意してください。</p> <p>(3)管理技術者及び各主任技術者について、参加資格要件となっている資格を記載してください。</p> <p>(4)各技術者の所属について、「代表事務所」、「構成員1」、「構成員2」、「協力事務所」の別を記載してください。</p> <p>(5)配置予定の「担当技術者(管理技術者及び各主任技術者以外で、各分担業務における担当となる者)」について記載してください。</p> <p>(6)業務の一部を、設計JVの構成員以外の協力事務所に依頼する場合は、当該事務所名、主要な業務実績等について記載してください。</p> <p>(7)本業務を実施するに際し、建築設計に係る各技術者等のみならず、運営、イベント、広報、交通、スポーツ関連(一例により、分野を拘束するものではない。)等の多種多様な専門分野の担当者をチームとして配置する場合は、当該事務所(企業)名、主要な業務実績、実施する業務内容等について記載してください。</p>
様式第6号 事務所の業務実績	<p>(1)設計JVの<u>代表事務所及び構成員</u>の業務実績について記載してください。</p> <p>(2)代表事務所について、公告-2(3)に定める条件に該当する実績を1件記載してください。</p> <p>(3)構成員について、公告-2(4)及びに定める条件に該当する実績をそれぞれ1件記載してください。</p> <p>(4)様式下部の注意事項も参照してください。</p>
様式第7号 配置予定技術者の 業務実績等一覧	<p>(1)「管理技術者」、「意匠(設計)主任技術者」、「構造主任技術者」、「電気設備主任技術者」、「機械設備主任技術者」、「ランドスケープ主任技術者」のそれぞれについて記載してください。</p> <p>(2)「管理技術者」について、公告-2(3)に定める条件に該当する実績を1件記載してください。</p> <p>(3)「意匠(設計)主任技術者」、「構造主任技術者」、「電気設備主</p>

	<p>任技術者」、「機械設備主任技術者」について、公告-2(5)に定める条件に該当する実績を1件記載してください。</p> <p>(4)管理技術者及び各主任技術者について、参加資格要件となる資格情報を記載してください。</p> <p>(5)「管理技術者」及び「意匠(設計)主任技術者」について、参加資格要件となる資格取得後の経験年数(資格取得日から公告日までの年数)を記載してください。</p> <p>(6)様式下部の注意事項も参照してください。</p>
様式第8号 質問書	-

(2) 提出書類一覧及び添付資料

提出様式	添付資料
様式第1号 参加表明提出書	<p>一級建築士事務所登録証明書の写し(設計JVの構成員及び協力事務所のすべてのもの)</p> <p>一級建築士事務所登録申請書に添付した所属建築士名簿の写し(登録時から変更がある場合は、変更届の写しと最新の所属建築士名簿を添付)</p> <p>公告-2(3)、公告-2(4)及び公告-2(4)に規定する一級建築士が常勤職員であることを証する資料(健康保険証の写し等)</p>
様式第2号 誓約書	-
様式第3号 設計共同企業体協 定書	-
様式第4号 設計共同企業体編 成表	-
様式第5号 業務の実施体制	<p>資格を証する資料</p> <p>「参加資格要件となる配置予定技術者」が常勤職員であることを証する資料(健康保険証の写し等)</p> <p>(様式第1号で提出したものは省略可)</p>
様式第6号 事務所の業務実績	<p>当該業務の実績を証する資料(設計業務の契約書の写し又は建築基準法第6条第4項若しくは法第18条第3項に規定する確認済証の写し)</p> <p>実績に係る設計図書等、規模、構造、用途が確認できる資料</p> <p>共同企業体等による実績の場合は、その協定書の写し</p>
様式第7号 配置予定技術者の 業務実績等一覧	<p>参加資格要件となる資格を証する資料</p> <p>(様式第5号で提出したものは省略可)</p> <p>当該業務の実績を証する資料(設計業務の契約書の写し又は建築基準法第6条第4項若しくは法第18条第3項に規定する確認済証の写し)</p> <p>実績に係る設計図書等、規模、構造、用途が確認できる資料</p> <p>管理技術者、各主任技術者が当該業務に携わった立場を示す資料(建築士法第24条の規定により建築主に交付した書面の写し、設計業務技術者届の写し又は建築主の証明等)</p>

	共同企業体等による実績の場合は、その協定書の写し
様式第 8 号 質問書	-

( 3 ) 作成上の留意事項

提出部数は 2 部とする。(ただし、様式第 3 号、第 4 号については、参加構成員数 + 2 部提出すること。)

様式の寸法は A 4 とする。添付資料の寸法は原則として A 4 とする。ただし、業務実績を証する設計図書等は、必要に応じて A 3 横使いでもよいが、A 4 に折り込むこと。

様式第 1 号～様式第 7 号と必要添付資料については、A 4 サイズのフラットファイルにインデックスを付して綴じ込み、表紙と背表紙に「佐賀県総合運動場等整備基本設計プロポーザル参加表明書」のタイトルと応募者名(設計共同企業体名)を表記すること。

様式第 3 号、第 4 号について

ア 協定書の日付は、受理時点で記入するため空白とすること。

イ 様式第 3 号と様式第 4 号を袋綴じとし、割印及び各ページに捨印を押印すること。

ウ 割印と捨印は各々の建築士事務所の代表者印を押印すること。

エ 参加構成員の分については、 に方法によらず、別冊で提出すること。

5 技術提案書の作成等要領

( 1 ) 提出書類一覧及び注意事項

提出様式	注意事項
様式第 A 号 技術提案書	-
技術提案書(鏡)	-
様式第 B 号 業務の実施方針等	<p>業務の遂行や技術提案の内容を実現するための実施方針等として、以下の項目について A 4 縦使い 1 枚で作成してください。</p> <p>(1)業務の実施方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施に当たっての方針、取組体制、設計チームの特徴、会社としてのバックアップ体制、その他業務を実施するに当たって配慮することなど。</li> <li>・設計の品質確保、コスト管理のための各段階におけるチェック手法、確実な業務遂行のための進捗管理手法など。</li> <li>・確実な業務履行のための作業スケジュールなど</li> </ul> <p>(2)関係者との連携方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施に当たって、発注者、競技者、利用者、想定される運営事業者、周辺住民、コンストラクション・マネジメント会社、運営コンサルタント会社、各分野・業界のアドバイザー、各分野の専門家などの、あらゆるステークホルダーとの連携・対話や設計への反映方法など。</li> <li>・キャンプ誘致等の突発的な施設利用変更に伴う急な変更への対応</li> </ul> <p>(3)提出者を特定できる表現(具体的な会社名等)を記載しないでください。</p> <p>(4)実施方針等の内容について設計実績等を使用する場合は、その建築物等の固有名称が分かるような表現はしないでください。</p>

<p>様式第 C 号 設計コンセプト</p>	<p>(1)基本理念の実現に向けた設計における基本的姿勢、考え方等として、以下の項目について A 4 縦使い 1 枚で作成してください。 ・「スポーツやコンサートをはじめとする様々な活動を通じた地域の賑わいの創出」などの基本理念を念頭に、その実現に向けた基本的姿勢、考え方、技術的視点、対応策など。</p> <p>(2)使用する文字の大きさは、A 4 サイズにおいて 10.5 ポイント以上としてください。(図表や注釈に使用する文字は、それ以下の見やすいサイズでも可)</p> <p>(3)<u>文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図等は使用して構いませんが、設計内容が具体的に表現された設計図面、模型、模型写真等は使用できません。</u></p> <p>(4)<u>提出者を特定できる表現(具体的な会社名等)を記載しないでください。</u></p>
<p>様式第 D 号 技術提案書</p>	<p>(1) A 3 用紙横使いで 2 枚に記載してください。</p> <p>(2)提案は、基本的な考え方を簡潔に記載してください。</p> <p>(3)使用する文字の大きさは、A 3 サイズにおいて 10.5 ポイント以上としてください。(図表や注釈に使用する文字は、それ以下の見やすいサイズでも可)</p> <p>(4)<u>エリア内の施設、建物外観、内観等について、文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図等は使用して構いませんが、設計内容が具体的に表現された設計図面、模型、模型写真等は使用できません。</u></p> <p>(5)<u>写真、イラスト、イメージ図等を使用する場合は、「佐賀県総合運動場等基本計画」に掲げる整備イメージにとらわれず、基本条件や特定テーマを踏まえた自由な発想に基づく提案として構いません。</u></p> <p>(6)各課題に対する提案が明確にわかるように、表現を工夫してください。</p> <p>(7)<u>提出者を特定できる表現(具体的な会社名等)を記載しないでください。</u></p> <p>(8)<u>提案の内容について設計実績を使用する場合は、その建築物等の固有名称が分かるような表現はしないでください。</u></p>
<p>様式第 E 号 参考見積書</p>	<p>(1)基本設計業務に係る参考見積を提出してください。</p> <p>(2)参考見積は、技術提案書を選定する際の判断項目の一つ及び積算の際の参考として用います。</p>
<p>様式第 F 号 質問書</p>	<p>-</p>

( 2 ) 提出書類一覧及び添付資料

提出様式	添付資料
様式第 A 号 技術提案提出書	-
技術提案書(鏡)	-
様式第 B 号 業務の実施方針等	様式第 C 号と合わせて A 1 パネルを作成し 2 部提出
様式第 C 号 設計コンセプト	様式第 B 号と合わせて A 1 パネルを作成し 2 部提出

様式第D号 技術提案書	技術提案書2枚について、それぞれA1パネルを作成し2部 ずつ提出
様式第E号 参考見積書	歩掛等を記載した内訳書
様式第F号 質問書	-

(3) 作成上の留意事項

提出部数は13部とする。(正本3部、副本10部)(A1パネルは別途)

様式第A号、技術提案書(鏡)様式第B号～第C号及び第E号の寸法はA4とする。  
様式第E号の添付資料の寸法はA4とする。様式Dは、A4に折り込むこと。

正本用3部については、様式第A号、技術提案書(鏡)、様式第B号～第E号と必要添付資料を、A4サイズのフラットファイルにインデックスを付して綴じ込み、表紙と背表紙に「佐賀県総合運動場等整備基本設計プロポーザル技術提案書」のタイトルと応募者名(設計共同企業体名)を表記すること。

副本用10部については、技術提案書(鏡)及び様式第B号～第D号についてのみ綴じ込むこと。(様式第A号及び第E号は不要)また、表紙と背表紙に「佐賀県総合運動場等整備基本設計プロポーザル技術提案書」のタイトルのみ表記すること。(応募者名(設計共同企業体名)は表記不可)所定の記載欄以外に、提案者名及びそれらを類推できる表現を記載しないこと。

プロポーザルは、提案に対する考え方や具体的な取組方法を求めるものであり、当該業務の具体的な内容及び成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

6 本業務において技術提案を求める特定テーマ

佐賀県では、平成29年3月に「佐賀県総合運動場等整備基本計画」を策定し、2023年(平成35年)に47年ぶりに開催される国民体育大会、全国障害者スポーツ大会において、アスリートがベストパフォーマンスを発揮できるような施設の整備はもちろんのこと、この大会を一過性のイベントに終わらせることなく、地域の活力を生み出す象徴となるべき場所を創出するための機会と捉え、単に個々の施設に必要な機能を整備するという視点だけでなく、今後、長きにわたり、夢や感動を生み出す県内スポーツの一大拠点として新たに生まれ変わらせることを目指している。

また、スポーツだけの利用にとどまらず、コンサートや展示会などの様々な活動を通じて都市の魅力を創出し、街の活性化に繋がる拠点となる施設を整備し、「さが躍動」の象徴的なエリアとして、県民に広く親しまれ、暮らしの中に溶け込むことで、スポーツをしない人たちも楽しんでいただけるような「憩い・賑わう」空間づくりを目指している。

施設の整備にあたっては、誰もが使い勝手がよく、20年後、30年後を見据えた機能を兼ね備え、維持管理等に要するランニングコストも考慮した合理的な設計となるよう、配慮を要するものである。

このような方針、視点をもとに、多様な主体が設計の段階から参画し、新しい「佐賀県総合運動場等エリア」を一緒に創り上げていく基本設計候補者の選定に向けて、以下のとおり技術提案を求める特定テーマを定める。

技術提案を求める特定テーマは以下のとおりとし、その的確性、実現性、創造性について評価する。



技術提案書の作成にあたっては、以下の点を踏まえた提案を行うこと。

- ・ 「佐賀県総合運動場等整備基本計画」のほか、地域特性、都市計画その他関連する周辺整備計画等を踏まえて行うこと。
- ・ 周辺環境（佐賀駅前から佐賀市道三溝線～国道263号へと続くエリア）及び総合運動場等エリア（総合運動場、総合体育館、佐賀市文化会館を含むエリア）敷地条件、既存施設（場内ランニングコース、管理棟宿泊施設（別途リノベーションを検討中）を含む）、想定施設諸元、各施設の必要性能を踏まえた施設全体のランドスケープデザイン、施設配置計画、動線計画、外構雨水排水処理計画、防災計画、ユニバーサルデザインに対する考え方を考慮すること。
- ・ 参加要件となる配置予定技術者に、多種多様な分野の専門家（分野は提案内容を実現するために必要なもの）を加えたチームによる技術提案とすること。

なお、技術提案による課題解決のために必要なものとして、以下の与条件を提示する。  
（（1）～（4）については、内容、規模等は現時点で未定であるため、現在の周辺状況等を考慮し、提案者側の想定に基づく提案としてよい。）

- （1）今回の総合運動場等エリアの整備により、施設のスポーツ利用を中心とする大規模集客による来街者の増加に対応するため、佐賀市道三溝線の改良等を含めた道路等施設整備が実施される予定である。（佐賀駅周辺整備構想（平成28年度佐賀市作成））
- （2）別途実施予定の交通解析調査結果に基づく必要な道路施設整備（交差点の新設、集約、滞留レーン設置、道路拡張等）を行う予定である。
- （3）第2補助競技場及び合同宿舍若楠住宅跡地における駐車場設置に必要な周辺道路施設整備を検討する予定である。（第2補助競技場における計画駐車台数は、基本計画策定時から約半分程度に減少する予定。）
- （4）各種スポーツ大会やイベント興行時に使用するバスプール等の計画については、今回の総合運動場等エリア（総合運動場、総合体育館、佐賀市文化会館を含むエリア）内で今後検討する予定である。
- （5）総合運動場第3駐車場東側に位置する国道263号線内の地下道（高木瀬地下歩道）は廃止後の撤去を検討している。

<p><b>【特定テーマ1】:</b> 「さが躍動」の象徴的なエリアとしての「憩い・賑わい」の創出について</p>
<p>スポーツやコンサートをはじめとする様々な活動を通じて地域の「憩い・賑わい」を創出し、また、国体後も視野に入れ、地域の「憩い・賑わい」を持続させるための経営・運営に関するソフト面、ハード面からの工夫を御提案ください。</p>
<p><b>【特定テーマ2】:</b> 周辺環境を含む施設等の全体計画について</p>
<p>佐賀駅前から佐賀市道三溝線～国道263号へと続く総合運動場等エリア（総合運動場、総合体育館、佐賀市文化会館を含むエリア）へのアプローチ空間で、利用者が高揚感を感じられるようなエリアの顔の創出やエリアへのスムーズな動線計画等の工夫、また、エリアを一体的に考え、施設間の繋がり、機能的な連携、イベント運営時のオペレーション、エリア内でのスムーズな動線計画等がなされるような工夫を考えた上で、まちづくりの視点も踏まえながら、エリア全体を計画する考え方について御提案ください。</p>
<p><b>【特定テーマ3】:</b> 20年後、30年後を見据えたこれからのアリーナについて</p>
<p>スポーツやコンサートをはじめとする様々な活動が行われるアリーナについて、利用者、興行者及び提案者が想定する運営者の視点から、例えば「エンターテインメント性」、「可変性」、「実用性」、「快適性」、「周辺環境への適合性」、「周辺地域への開放性」、「国道（歩行空間）との調和性」、「安全性」、「アリーナ特有の搬出入」等についても考慮し、20年後、30年後を見据えたアリーナの姿を御提案ください。</p>
<p><b>【特定テーマ4】:</b> ライフサイクルコストについて</p>
<p>合理的な建築計画、デザインの導入や、維持管理・改修・運営を容易にすることなどで、ライフサイクルコスト（イニシャルコスト及びランニングコスト）を縮減するための具体的な手法や工夫について御提案ください。</p>
<p><b>【特定テーマ5】:</b> その他本整備事業に有効と考えられる独自の方策等について</p>
<p>これまでの経験を活かして、本整備事業に有効と考えられる独自の方策について御提案ください。（自由提案）</p>

7 設計候補者を選定するための評価方法

(1) 評価項目、評価基準等は以下の表のとおりである。

(2) 評価の方法

「公告」及び「公募型プロポーザル実施要領」に基づく参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者（以下「有資格者」という。）を対象に、選定委員会が審査し評価する。

(3) 選定委員会は、一次審査として、有資格者から提出された技術提案書の書面審査を行う。

(4) 選定委員会は、二次審査として、一次審査を通過した者を対象に、技術提案書（様式第B号から様式第D号）に関するヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）を行う。

(5) 一次審査において、二次審査の対象者を5者程度選定する。

(6) 選定委員会は、技術提案書に関するヒアリングの結果をもとに、設計候補者として最高の評価を得た者及び次点になった者を選定する。

(7) 設計候補者の評価及び選定の方法は、選定委員会において決定する。

(8) 技術提案書に関する評価基準及び要領は以下のとおりとする。

技術提案書に関する評価基準		
業務の実施能力	専門技術力	技術提案の裏付けとなる過去の業務実績と経験が豊富であることがうかがえる場合に優位に評価する。
	コミュニケーション力	質問に対する応答が明快かつ迅速で、担当チームでのコミュニケーション能力が高いと思われる場合に優位に評価する。
	取組姿勢 (業務への取組意欲)	提案した特定テーマに関する補足説明が明確で、業務に対する質問もあり、取組意欲が強く感じられる場合に優位に評価する。
業務の実施方針等	業務の理解度・技術力	業務内容、事業背景、手続の理解が高く、当該業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、課題を解決する確かな技術力を有すると判断される場合に優位に評価する。
	設計体制づくりの方針等	技術提案を実現するための設計体制づくり、進め方の工夫が積極的である、又は設計体制の裏付けが確かであると判断される場合に優位に評価する。

	業務の実施手順	業務量の把握状況を示す工程表の妥当性が高いと判断される場合に優位に評価する。
	マネジメント能力	計画の特徴や重要性を十分に把握した上で、関係者と積極的に連携し、事業を成功に導く担当チームとしてのマネジメント能力が高いと思われる場合に優位に評価する。
設計コンセプト	基本計画に掲げる理念の理解度	地域、施設及びスポーツ・イベント興行などの現状や特性を十分に把握した上で、計画の理解度が高いと判断される場合に優位に評価する。
	理念の実現性	高い企画力、具体的な対応策等が示されており、理念の実現性が高いと判断される場合に優位に評価する。
特定テーマに対する技術提案	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件に整合している場合に優位に評価する。
		事業の難易度を適切に把握し、問題点等を的確に把握した内容となっている場合に優位に評価する。
		事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。
		提案内容を裏付ける経験や類似実績が明示、反映されている場合に優位に評価する。
創造性	工学的知見に基づく独創的な提案となっている場合に優位に評価する。	
参考見積	業務コストの妥当性	提示した参考業務規模と大きくかけ離れているか、提案内容に対して見積が不適切ではないかを確認する。

技術提案書に関する評価要領						
評価の着目点		評 価				
		A	B	C	D	E
業務の 実施能力	専門技術力	過去の豊富な業務実績と経験により大きな成果を上げたことが確認できる技術提案である	過去の豊富な業務実績と経験により一定の成果を上げたことが確認できる技術提案である	左右に該当しない	過去の業務実績と経験により成果を上げたことが十分に確認できない技術提案である	技術提案から専門技術力が確認できない
	コミュニケーション力	質問に対する応答が明快かつ迅速で、チーム内での意思統一も図られている	質問に対する応答が比較的明快かつ迅速で、チーム内での意思統一も概ね図られている	左右に該当しない	質問に対する応答が曖昧かつ冗長で、チーム内での意思統一もあまり図られていない	質問に対する応答がなく、チーム内での意思統一が図られていない
	取組姿勢 (業務への取組意欲)	業務への取組意欲が旺盛かつ適切な質問、意欲表明あり	業務への取組意欲が比較的旺盛かつ質問、意欲表明あり	左右に該当しない	業務への取組意欲が少なく、積極的な質問や意欲表明があまりない	業務への取組意欲が感じられず、質問や意欲表明もない
業務の実 施方針等	業務の理解度・技術力	目的、条件、内容を把握しており、課題解決のための技術力が高い	目的、条件、内容が概ね把握しており、課題解決のための技術力が比較的高い	左右に該当しない	目的、条件、内容をあまり把握しておらず、課題を解決する技術力も一般的である	目的、条件、内容を把握しておらず、改題を解決する技術力が十分でない

	設計体制づくりの方針等	設計体制の確実性が高く、進め方にも工夫が見られる	設計体制が比較的妥当であり、進め方にも一定の工夫が見られる	左右に該当しない	設計体制に若干の不安があり、進め方にもあまり工夫も見られない	設計体制に不安があり、進め方の工夫が見られない
	業務の実施手順	業務量の把握が適切	業務量の把握が概ね適切	左右に該当しない	業務量の把握がやや不適切	業務量の把握が不適切
	マネジメント能力	計画の特徴や重要性を十分に把握しており、関係者との連携方法や業務の進め方に積極性と工夫が見られる	計画の特徴や重要性を比較的把握しており、関係者との連携方法や業務の進め方に一定の積極性と工夫が見られる	左右に該当しない	計画の特徴や重要性をあまり把握しており、関係者との連携方法や業務の進め方にも若干の不安がある	計画特徴や重要性を把握しておらず、関係者との連携方法や業務の進め方にも工夫が見られない
設計コンセプト	基本計画に掲げる理念の理解度	理念を実現するための設計姿勢や考え方の妥当性が高い	理念を実現するための設計姿勢や考え方が比較的妥当性が高い	左右に該当しない	理念を実現するための設計姿勢や考え方に若干の矛盾がある	理念を実現するための設計姿勢や考え方に矛盾がある
	理念の実現性	理念を実現するための具体的な対応策が示されている	理念を実現するための対応策が示されている	左右に該当しない	理念を実現するための対応策があまり示されていない	理念を実現するための対応策が示されていない
特定テーマに対する技術提案	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件に整合する	地形、環境、地域特性などの与条件に概ね整合する	左右に該当しない	与条件との整合が十分でない部分がある	与条件との整合が十分でない

		事業の難易度に相応しい内容になっている	事業の難易度に概ね相応しい内容になっている	左右に該当しない	事業の難易度に対して提案内容があまり相応しくない	事業の難易度に対して提案内容が不釣り合い
		事業の重要度を考慮した提案となっている	事業の重要度をある程度考慮した提案となっている	左右に該当しない	事業の重要度があまり考慮されていない提案となっている	事業の重要度に対して提案内容が不釣り合い
実現性		提案内容に説得力がある	提案内容に概ね説得力がある	左右に該当しない	提案内容が実現性に乏しい	提案内容が荒唐無稽である
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている	提案内容の裏付けが概ね明らかにされている	左右に該当しない	提案内容の裏付けがあまり明らかでない	提案内容の裏付けが明らかでない
創造性		工学的知見に基づく独創的かつ高度な検討の提案である	工学的知見に基づく比較的独創的な提案である	左右に該当しない	工学的裏付けが曖昧で、提案にあまり工夫が見られない	一般的な検討のみで提案に工夫が見られない
参考見積				提案内容に相応しい見積りとなっている		提示した参考業務規模と大きくかけ離れているか、又は、提案内容に対して見積りが不適切

8 基本設計業務委託料

(1) 委託料算定基準

佐賀県建築設計・工事監理委託料算定基準により算定した額に、追加業務に要する額を加えた金額とする。

(2) 参考業務規模

約1億4千万円(消費税及び地方消費税を含む。)以下を想定している。なお、本設計業務委託料は、特定された最も優れた技術提案者の技術提案書、参考見積額等を前提に、協議、決定された業務委託特記仕様書等に基づいて算定を行うものとする。

9 その他の留意事項

(1) 参加表明提出書等、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 建設予定地及びその周辺を見学する際は、施設利用者及び近隣への迷惑となる行為は控えること。なお、建設予定地内の施設内見学は不可とする。

(3) 参加表明提出書等及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明提出書等及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 本プロポーザルにおいて、審査の公平性を害する行為や、公告日から選定委員会において設計候補者を選定するまでの間に、委員に事前説明その他の接触を行うなどの不正な事実が認められた場合は失格とする。

(5) 今回提出された技術提案書は、原則として提出者に返却しない。

なお、提出された技術提案書は技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないが、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

また、契約予定者として特定された選定業者及び次点になった技術提案者の技術提案書は、原則として一定の期間、特定結果と共に公開する予定である。

(6) 個人情報等は、本プロポーザルのためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供しない。

(7) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(8) 本プロポーザルは、本設計業務に対する発想、解決方法、対応姿勢等、優れたアイデアと業務遂行能力を有する設計者を選定するものである。したがって、実際の設計段階においては、提案されたアイデア等を尊重することとするが、与条件追加・変更等があれば、変更を行うことがある。

(9) 提出資料について、本要領及び別添の様式等に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。



- (10) 佐賀県は、特定された選定業者と、後日協議を行い、随意契約を締結する。なお、業務委託条件、仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。
- (11) 契約予定者として特定した旨を通知されるまでは、参加を辞退することができるものとする。  
また、以後の選定等において参加辞退を理由とした不利益な取扱いを行わない。
- (12) 技術提案書の提出者が2者に達しなかった場合は、この案件を中止する。

## 10 配布及び提出資料一覧

資料名	様式	寸法	参加表明 提出書 提出時	技術 提案書 提出時	提出 部数	備考
配布資料						
公告	-	-	-	-	-	
公募型プロポーザル 実施要領	-	-	-	-	-	
佐賀県総合運動場等整備 基本計画	-	-	-	-	-	
佐賀県総合運動場等整備 基本計画（補足資料）	-	-	-	-	-	
佐賀県総合運動場等整備 基本計画（補足資料） 補足事項一覧表						
建設予定地案内図	-	-	-	-	-	
敷地現況配置図	-	-	-	-	-	
総合運動場地質調査報告書 （参考）	-	-	-	-	-	
佐賀県建築設計業務委託 共通仕様書	-	-	-	-	-	
○参加表明提出書提出時資料						
参加表明提出書	第1号	A4	○	-	2部	
誓約書	第2号	A4	○	-	2部	
設計共同企業体協定書	第3号	A4	○	-	5部	
設計共同企業体編成表	第4号	A4	○	-	5部	
業務の実施体制	第5号	A4	○	-	2部	
事務所の業務実績	第6号	A4	○	-	2部	
配置予定技術者の業務実績 等一覧	第7号	A4	○	-	2部	
質問書（参加表明提出書等 関係）	第8号	A4	-	-	-	期間中 随時
○技術提案書提出時資料						
技術提案書	第A号	A4	-	○	正3部	
技術提案書（鏡）	-	A4	-	○	正3部 副10部	
業務の実施方針等	第B号	A4	-	○	正3部 副10部	
設計コンセプト	第C号	A4	-	○	正3部 副10部	
特定テーマに対する 技術提案	第D号	A3	-	○	正3部 副10部	A3 2枚
参考見積書	第E号	A4	-	○	正3部	
質問書（技術提案書関係）	第F号	A4	-	-	-	期間中 随時